

令和7年度相模原市居宅訪問型保育事業者書面検査にかかる提出資料

認可外保育施設指導監督基準対応

< 個人用（複数の保育に従事する者を雇用していない方） >

記入 令和7年 月 日

施設名		施設の累計	個人
所在地	〒		
電話		E-mail	
管理者		利用しているマッチングサイト	

※複数マッチングサイトを利用している場合はすべて記入ください。

提出方法	提出書類	備考			
郵送 又は 電子メール	チェックシート	必要事項を記入してください。			
	記入方法	桃色のセル	セル選択時に右側に表示される「▼」をクリックし、選択肢の中から該当するものを選んでください。		
		青色のセル	青セルの下段に記入してください。		
郵送又は持参	添付資料	【添付書類確認欄】			
		添付がない理由			
		児童預かり記録（直近3回分）	<input type="checkbox"/>		
		資格証（写）または、保育に従事する者に関する研修の修了証（写）	<input type="checkbox"/>		
		研修の受講歴がわかる資料	<input type="checkbox"/>		
		保護者とのやり取りの内容がわかるもの（連絡帳の写し等）	<input type="checkbox"/>		
		健康診断の受診結果（受診者、受診、検査項目のわかるもの）	<input type="checkbox"/>		
		検便実施結果通知書（※調理調乳を提供している場合のみ）	<input type="checkbox"/>		
		睡眠チェック表（直近3回分）※乳児の預かりがある場合のみ	<input type="checkbox"/>		
		業務対応マニュアル	①保育に当たっての基本姿勢に関する業務マニュアル	<input type="checkbox"/>	
			②災害発生時対応に関する業務マニュアル	<input type="checkbox"/>	
			③保育の実施に関する業務マニュアル	<input type="checkbox"/>	
			④感染予防策等衛生に関する業務マニュアル ※作成している方は添付してください。	<input type="checkbox"/>	
			⑤乳幼児突然死症候群等に対する注意事項等を定めた安全対策マニュアル	<input type="checkbox"/>	
		安全計画（見直し後のもの）	<input type="checkbox"/>		
		救急処置訓練【実技訓練】の実施が分かる資料（訓練実施記録等） （例）普通救命講習（消防署）の修了証等	<input type="checkbox"/>		
		賠償責任保険等の保険証書、契約書（写し）	<input type="checkbox"/>		
		重大事故報告書 ※事故があった場合	<input type="checkbox"/>		
事故対応記録（事故があった場合※軽微な事故を含む）	<input type="checkbox"/>				
施設及びサービスに関する内容を掲示した書面	<input type="checkbox"/>				
サービス利用者に対する契約内容を記載した書面	<input type="checkbox"/>				
建築図面（平面図）	<input type="checkbox"/>				
その他必要な書類	<input type="checkbox"/>				
①資格がない場合は、支援員研修受講計画	<input type="checkbox"/>				

※添付資料の補足は通知を参照

運営状況報告書提出状況	4月		10月	
-------------	----	--	-----	--

※※昨年度未提出の方へ今年度必ず提出してください。（毎年度提出するものです）

※送付先⇒ 郵送の場合：〒252-5277相模原市役所 保育課（住所記載不要）

電子メールの場合：hoiku@city.sagamihara.kanagawa.jp(保育課)

第1 保育に従事する者の数及び資格

分類	調査事項	該当欄にチェック☐		望ましい状態
人員	1. 保育に従事する者の数			<p>原則、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人である。</p> <p>⇒ 例外的に、乳幼児を2人以上保育する場合は、保護者が契約において同意している。</p>
	<p>原則、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。</p> <p>【考え方】当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。</p>	できている	<input type="checkbox"/>	
人員	2. 保育に従事する者の有資格者の数			<p>⇒</p> <p>【考え方】「保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは看護師（准看護師を含む）の資格を取得する」か、「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（子育て支援員研修）」の受講が修了している。</p> <p>※できていない場合は理由を記載してください。</p> <p>※できていない場合は「子育て支援員研修受講計画」を添付してください。（年内研修修了する計画）</p>
	<p>保育に従事する者が、以下のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・看護師 ・都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（子育て支援員研修）の修了者 	できている	<input type="checkbox"/>	
		できていない	<input type="checkbox"/>	
人員	3. 保育士の名称			<p>⇒</p> <p>保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用しない。</p> <p>⇒ 国家戦略特別区域限定保育士の場合、「その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業区域以外の区域を表示していない」。</p>
	<p>a. 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないこと。</p> <p>b. 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業区域以外の区域を表示していないこと。</p>	できている	<input type="checkbox"/>	
		できていない	<input type="checkbox"/>	

第2 保育室等の構造、設備及び面積

施設設備	1. 事業の運営を行う事業所の専用区域及び備品等についての協力依頼			<p>⇒</p> <p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区域を設けている。</p>
	<p>【考え方】事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。</p> <p>a. 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区域を設けていること。</p>	できている	<input type="checkbox"/>	
子ども処遇	<p>b. 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていること</p>	できている	<input type="checkbox"/>	<p>⇒</p> <p>保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めるよう努めること。</p>
		できていない	<input type="checkbox"/>	

第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

安全	1. 防災上の必要な措置の実施		
	a 防災上の必要な措置が講じられていること。	できている	<input type="checkbox"/>
	地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施すること。	できていない	<input type="checkbox"/>

地震、火災等の災害発生時における対処方法等について検討及び実施している。
(現在実施している具体的取組を記入してください)
⇒

第5 保育内容

子ども 処遇	1. 保育の内容		
	※保育所保育指針を参考に適切な保育を行うこと。 a. 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育を行うこと。 b. 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分な配慮がなされていること。 c. 乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施すること。 d. 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>
子ども 処遇	2. 保育に従事する者の保育姿勢等		
	(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていること。 ○保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組をしていること。 ○保育に従事する者に関する研修を受講すること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>
子ども 処遇	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮		
	○乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分な配慮がなされていること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>

以下の事項について理解し、配慮した保育を行う。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項 ○保育日誌があると振り返りができて良い。
(現在実施している具体的取組を記入してください)
⇒
保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、取り組む。
(現在実施している具体的取組を記入してください)
⇒
・保育に従事する者に関する研修を受講している。研修は、保育に従事する前に受講することが望ましく、また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。
(研修実績について記入してください。)
【研修名】
（受講年月日 年 月 日）
（受講年月日 年 月 日）
（受講年月日 年 月 日）
※研修の受講歴がわかる資料を（修了証の写し等）を添付
○乳幼児の人権に十分な配慮がなされている（しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力は見られない）。
(現在実施している具体的取組を記入してください)
⇒

安全	(3)児童相談所等の専門的機関との連携 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告していること。 ※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し、適切な連絡に努めること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>
子ども 処遇	3. 保護者との連絡等 (1)保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施		
	a. 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡していること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>

虐待等不適切な養育が疑われる場合には、専門的機関へ通告する。
<相談窓口・連絡先>
◎各区の子育て支援センター
○緑子育て支援センター 042-775-8815
○中央子育て支援センター 042-769-9221
○緑子育て支援センター 042-701-7700

⇒

可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がける。

⇒

安全	(2)保護者との緊急時の連絡体制 b. 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握していること。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>

緊急時に早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握している。

⇒

- ・保護者
- ・かかりつけ医等

第6 給食

<食事を提供していない場合は、「第6 給食」のチェック項目については回答不要>

食事の提供を行う場合には衛生面等必要な注意を払うこと

衛生	1. 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理		
	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>
安全	2 食事内容等の状況 a. 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われていること。	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>

衛生面等必要な注意が払われている。
食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的である。
・石鹸を使用しての手洗い
・アルコール消毒
・食事介助時のエプロン着用（遊びやおむつトイレ時とは別等）

⇒

(現在実施している具体的取組を記入してください)

⇒

乳児に対する配慮を適切に行う。
※食材の大きさ、硬さ（誤飲注意）、加熱処理

(現在実施している具体的取組を記入してください)

安全	b. アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われていること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応をする。 ※症状や症状が出た時の対処方法（服薬、保護者への連絡等）の共有、緊急時の連絡先の確認（医療機関等） (現在実施している具体的取組を記入してください)
		できていない	<input type="checkbox"/>		

第7 健康管理・安全確保

子ども 処遇	1. 乳幼児の健康状態の観察			⇒	<p>預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けている。</p> <p>☞預かり時から引き渡し時までの健康状態が記録できる「生活記録票※」等があると良い。</p> <p>○預かりの際の確認項目（例）体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等</p> <p>※別添参照</p> <p>引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われている。また、保護者へ乳幼児の状態を報告している。</p>
	預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察				
安全	a. b. 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われていること。保護者へ乳幼児の状態を報告していること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	
		できていない	<input type="checkbox"/>		
安全	2. 職員の健康診断			⇒	健康診断を1年に1回受けている。
	a. 健康診断を労働安全法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき1年に1回受けていること。				
安全	b. 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施していること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施している。
		できていない	<input type="checkbox"/>		
		食事を提供していない	<input type="checkbox"/>		
衛生	3. 感染症への対応			⇒	<p>手指の衛生管理や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じている。例えば 感染症にかかった、もしくはその疑いがある乳幼児に対する対応マニュアル等がある等</p> <p>(現在実施している具体的取組を記入してください)</p> <p>※マニュアルがある場合は添付してください。</p>
	a. 感染予防のための対策が行われていること。				
安全	4. 乳幼児突然死症候群に対する注意	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	<p>左記の事項を実施している。</p> <p>※睡眠の際は「睡眠チェック表※」等を活用すると良い。※睡眠チェックしたものを提出</p> <p>(現在実施している具体的取組を記入してください)</p>
		できていない	<input type="checkbox"/>		
		b. 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていること。 ※窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要			
	c. 保育中は禁煙を厳守していること。				

安全	5. 安全確保 a. 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されていること。 b. 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施していること。 c. 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していること。 ○児童の安全確保に配慮した保育が実施されていること。 d. 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理を図られていること。 e. 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されていること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	・安全計画が策定されている ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されている。 下記の事項について、理解し、十分な取組をしている。 (1) 事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項 (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項 (6) 児童の施設外での活動、取組等のために自動車を実行する場合の児童の乗車及び降車の際の児童の所在を確認方法に関する事項(fで確認) (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項 （現在実施している具体的取組を記入してください）
		できていない	<input type="checkbox"/>		
安全	f. 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在の確認していること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	児童の施設外での活動、取組等のために移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の児童の乗車及び降車の際児童の所在を確認している。 （現在実施している具体的取組を記入してください）
		できていない	<input type="checkbox"/>		
安全	g. 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講していること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講している。 （実技講習の受講記録を記載してください。） （受講した研修名と受講年月日） 研修名： 受講年月日： ※研修の受講歴がわかる資料(修了証の写し等)を添付すること。
		できていない	<input type="checkbox"/>		
安全	h. 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えている。
		できていない	<input type="checkbox"/>		

安全	i. 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告していること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	事故発生時には速やかに当該事実を「教育・保育施設等における事故の報告等について」に（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告を都道府県等にする。
		できていない	<input type="checkbox"/>		
安全	j. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録している。
		できていない	<input type="checkbox"/>		
		非該当	<input type="checkbox"/>		
安全	k. 死亡事故等の重大事故が発生した施設について、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	死亡事故等の重大事故が発生した施設においては、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている。
		できていない	<input type="checkbox"/>		
		非該当	<input type="checkbox"/>		

第8 利用者への情報提供

情報提供・管理	1. 施設及びサービスに関する内容の提示 以下の事項について、書面等による掲示等がされていること。 a. 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b. 事業所の名称及び所在地 c. 事業を開始した年月日 d. 保育提供可能時間 e. 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 f. 利用定員 g. 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h. 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j. （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k. 緊急時等における対応方法 l. 非常災害対策 m. 虐待の防止のための措置に関する事項 n. 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	できている	<input type="checkbox"/>	⇒	左記の事項全てについて、書面や「ここdeサーチ」に掲示されている。 ※「ここdeサーチ」はaからnを公表 （現在実施している具体的取組を記入してください）
		できていない	<input type="checkbox"/>		

情報提供・管理	2. サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付		
	以下の事項について、利用者に書面等による交付をしていること。 a. 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b. 当該サービスの鄭居につき利用者が支払うべき額に関する事項 c. 事業所の名称及び所在地 d. 事業所の管理者の氏名 e. 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f. 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g. (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h. 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	できている	<input type="checkbox"/>
情報提供・管理	3. サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明		
	a. 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われていること。	できている	<input checked="" type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>

⇒ 左記の事項全てについて、書面やマッチングサイト等により閲覧ができる。

⇒ 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われている。

第9 備える帳簿等

情報提供・管理	1. 利用乳幼児に関する書類等の整備		
	a. 以下の内容を確認できる書類等があること。 ・利用乳幼児及び保護者の氏名 ・乳幼児の生年月日及び健康状態 ・保護者の連絡先 ・乳幼児利用記録並びに契約内容等	できている	<input type="checkbox"/>
		できていない	<input type="checkbox"/>

⇒ 万が一の事故の際などに確認できるように連絡先等の情報の整備されている。